

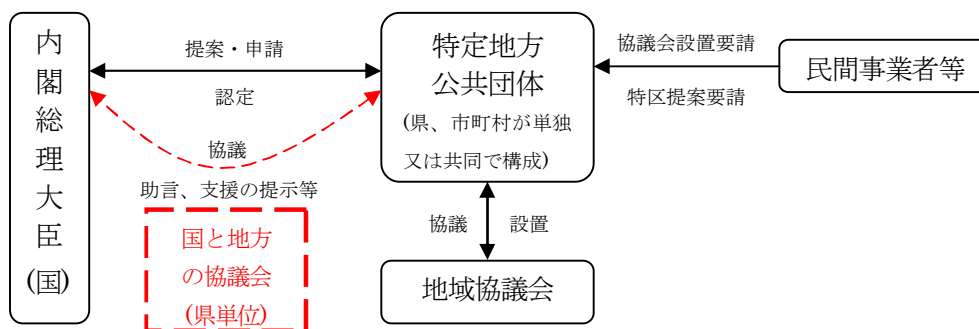
復興特別区域制度（復興推進計画）について

○ 制度の概要

個別の規制、手続きの特例や税制上の特例等を受けるための計画

- ・ 県、市町村が単独又は共同して作成（県単独での申請が可能）
- ・ 国の認定により特例措置を適用
- ・ 規制、手続きの特例について、新たな特別措置の提案が可能（「国と地方の協議会」で協議）
- ・ 国会に対して「復興特別意見書」の提出が可能 → 議員立法により必要な措置が可能に
- ・ 「地域協議会」の設置は任意（民間事業者等から要請があれば原則応じる必要あり）

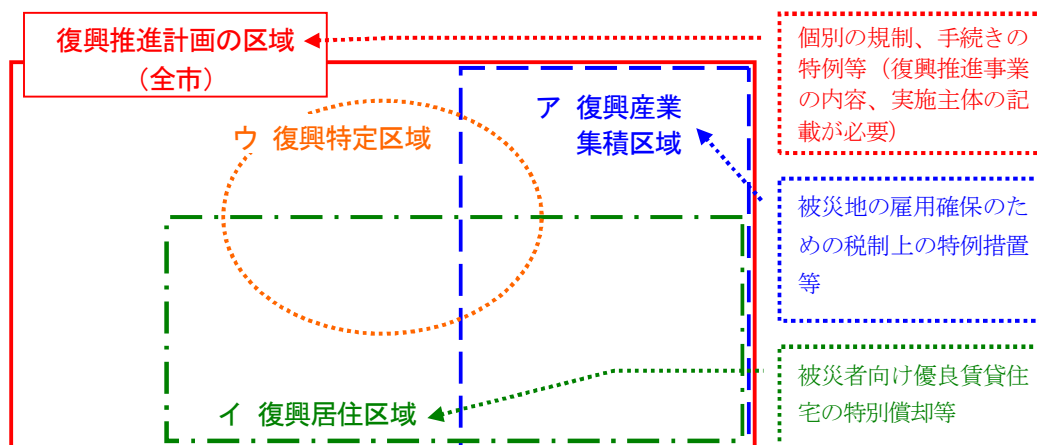
<手続きのイメージ>



・ 計画の記載事項

- ① 復興推進計画の区域及び目標
- ② 推進しようとする取組の内容
- ③ ①の区域内に次に掲げる区域を定める場合は当該区域
 - ア 産業集積の形成及び活性化を推進すべき区域（復興産業集積区域）
 - イ 居住の安定の確保及び居住者の利便の増進を推進すべき区域（復興居住区域）
 - ウ その他地域の課題の解決を図る取組を推進すべき区域（復興特定区域）

<区域設定のイメージ>



※ 設定した区域ごとに適用される特例が異なる。詳細は裏面参照。

■復興推進計画における特例と対象区域

	規制・手続の特例、課税の特例		対象区域				
	項目	概要	復興推進計画の区域(全市)	復興産業集積区域	復興居住区域	復興特定区域	
規制の特例措置	1. 漁業権の免許に関する特別の措置	特定区画漁業権(養殖業)に係る免許に関する特例	○				
	2. 建築基準法における用途制限に係る特例	建築が原則として禁止(用途制限)されている建築物を建設することができる		○	○	○	
	3. 特別用途地区における建築物整備に係る手続きの簡素化	特別用途地区における建築制限の条例による緩和についての大臣承認を不要とする		○	○	○	
	4. 応急仮設店舗・工場等の存続可能期間の延長の特例	応急仮設建築物の存続期間(現行規定では2年3ヶ月)を延長することができる	○				
	5. バス路線の新設・変更等に係る手続の特例	路線の新設・変更等に係る認可・届出の手続が行われたものとみなす	○				
	6. 公営住宅等の整備に係る入居者資格要件等の特例	入居資格要件のうち住宅困窮要件を満たせば他の要件も満たすものとみなす。被災者への譲渡制限期間の緩和(耐用年限の1/4→1/6)等	○				
	7. 公営住宅の処分等の手続に係る特例	公営住宅等の用途廃止等の大臣承認が行われたものとみなす	○				
	8. 食料供給等施設の整備に係る特例	食料供給施設等について、一定の要件のもと優良農地での整備を認める。農地転用手続等の一元化	○ ※地域協議会必置				
	9. 工場立地法及び企業立地促進法における緑地規制の特例	緑地面積率等の基準を条例で定めることができる等		○			
	10. 他の水利利用に従属する小水力発電に関する河川法等の手続の簡素化	河川法等による手続の省略。許可申請に係る処理期間の短縮	○ ※地域協議会必置				
	11. 鉄道ルートの変更に係る手続の特例	大臣認可、届出が行われたものとみなす	○				
	12. 確定拠出年金に係る脱退一時金の特例	一定の要件のもと、脱退一時金を支給することができる	○				
	13. 政令又は省令で規定する特例措置	(1) 都市公園の占用に関する制限緩和	仮設店舗等について、都市公園の占用に関する制限の緩和	○			
		(2) 医療機器製造販売業等の許可基準の緩和	現場責任者の実務経験に係る要件の緩和	○			
(3) 被災地における医療機関・介護施設等に係る基準等の特例		仮設の医療機関に係る構造設備基準の特例、医療従事者の配置基準に係る弾力的対応、介護施設等に対する医師の配置基準等に係る弾力的対応	○				
(4) 仮設薬局等の構造設備基準の特例		薬局等の構造設備の基準を緩和する等	○				
14. 政令等で規定された規制のうち地方公共団体の事務に係るものの特例措置	政令等で規定された規制のうち地方公共団体の事務に係るものについて、条例での特例措置を可能とする	○					
課税の特例	1. 法人税に係る措置 ※(1)・(2)・(3)の特例は選択適用	(1) 新規立地促進税制	新規立地・新設企業を5年間無税にする措置 ①再投資等準備金積立額を損金算入(所得ゼロとなり無税)、②再投資等を行った場合の即時償却 [指定後5年間]		○		
		(2) 法人税の特別控除	雇用した被災者への給与等支給額の10%を税額控除(法人税額の20%が限度) [指定後5年間]		○		
		(3) 事業用設備等の特別償却等	事業用設備等の取得費を特別償却(～100%)又は税額控除(～15%) [～H28年3月末取得分]		○		
		(4) 研究開発税制の特例等	①新規取得した研究開発用資産の即時償却、②即時償却した減価償却費の12%(通常は8～10%)を税額控除 [～H28年3月末取得分]		○		
		(5) 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等	被災者向け優良賃貸住宅供給事業者の賃貸住宅の取得費の特別償却(25%)又は税額控除(8%、法人税額の20%が限度) [～H26年3月末新築分]			○	
2. 所得税に係る措置	(1) 復興指定会社への出資に係る所得控除	指定会社に対する個人の出資について、寄付金控除の対象とする [指定後5年以内の出資分]	○				
地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置	上記の1.(1)・(3)・(4)の課税の特例の対象となる指定事業者又は指定法人に対し、地方税(事業税、不動産取得税、固定資産税)の課税免除又は不均一課税を行った場合、当該地方公共団体の減収を補填する ※条例で課税免除等の規定を設ける必要がある		○				
復興特区支援利子補給金の支給	復興推進計画を実施するうえで中核となる事業に資金の融資を行う金融機関に対する利子補給(国から金融機関へ)		○ ※地域協議会必置				
財産の処分の制限に係る承認の手続の特例	補助金等により取得した財産の転用について、各省庁の長の承認を受けたものとみなす	○					

■新たな規制の特例等

①新たな規制の特例等の提案

○ 地方公共団体は、政府に対して、新たな規制の特例等を提案することができる。

※ 新たな規制の特例等の適用を受けて事業を実施しようとする者(民間企業、NPO、商工団体、個人事業主等)は、地方公共団体に対して、新たな特例等を提案するよう要請することができる。

※ 提案の対象とする規制・制度については、復興のための取組に関係するものであれば、許認可等による具体的な制限のみでなく、広く、経済的、社会的活動一般に関して何らかの事項を規律するものを全てを対象とする。また、必要となる施策体系が存在しない場合、そのような新しい施策体系の導入に係る提案も対象とする。(復興特別区域基本方針)

②復興特別意見書制度

○ 地方公共団体は、国会に対して、新たな規制の特例等復興の円滑かつ迅速な推進に関する措置について意見書を提出することができる。